

## 令和5年度 保険料率支部長意見（案）

---

### 都道府県単位保険料率の変更に係る意見(案)

標記について、健康保険法第160条第7項の規定に基づき、評議会の意見を踏まえ、下記のとおり当職の意見を申出いたします。

#### 記

#### 1. 意見の要旨

令和5年度保険料率について、平均保険料率10.00%、インセンティブ制度による加減算（福岡支部は0.01%の加算）等を前提に計算した福岡支部保険料率は10.36%、対前年度比で0.15ポイントと大幅な引き上げとなるものの、当該保険料率の変更については、やむを得ないと考えます。

## 令和5年度 保険料率支部長意見（案）

---

### 2. 理由等

福岡支部評議会においては、協会けんぽの財政の赤字構造は解消されておらず、財政の脆弱性により多額の国庫補助が投入されていることや、高齢化の進展等により、高齢者に係る医療費が今後も増大する見込みであることを鑑みれば、平均保険料率10.00%の維持についてはやむを得ないが、その上で、準備金の有効活用等により将来の医療費適正化に向けた施策のより一層の充実化を図りつつ、高齢者医療制度の見直しや国庫補助の引き上げ等について国へ働きかけを行うことで、安定的な財政運営につなげていくことが重要であるとの意見が大勢を占めました。

一方で、中小企業における先行きは極めて不透明な状況が続くなか、準備金残高は年々積み上がっており、こうした状況を踏まえれば、国民皆保険を維持するという観点から、準備金を減らしてでも保険料率を引き下げるべきとの意見も出されています。

## 令和5年度 保険料率支部長意見（案）

---

足元では、不透明さが増す経済状況により、コロナ禍前のような保険料収入の増加が今後も続くとは期待できない中、医療給付費はコロナ禍前の水準を上回って推移しており、加えて、令和5年度以降の後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等を考慮すれば、公的医療保険制度を安定的に運営する上で保険料率の引き下げには慎重な判断が求められるところであり、これらの状況を勘案すれば、当支部保険料率が大幅な引き上げとなる局面にあっても、引き続き平均保険料率10%を維持することはやむを得ないものと考えます。

当支部としましては、一人当たり医療費、特に入院医療費が全国平均を大きく上回る現状を直視し、医療費・健診等データを基に自支部の課題を明確にした上で、医療費適正化に向けた広報や各種施策を積極的に推進していく所存です。

また、本部におかれては、都道府県単位保険料率について、支部間で大きな差が生じている現状を踏まえ、その格差縮小に向けた取組として、医療費格差等の要因分析やその結果を踏まえた事業企画、関係機関への働きかけ等を進めていただくことを要望します。

以上